

環影第1067号  
平成18年1月31日

CEF南あわじウインドファーム株式会社  
代表取締役 鎌田 宏之 様

兵庫県知事 井戸 敏三

CEF南あわじウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する  
助言について（送付）

平成17年11月14付けで提出のありました標記の環境影響評価準備書について、  
風力発電所環境配慮暫定指導指針第10条第1項の規定に基づき審査した結果は下記  
のとおりである。

## 記

風力発電所は、建設に際しての土地の改変面積が小さく、また稼働後の環境負荷が  
少ないことから、今後の環境適合型社会の形成に資する施設であり整備を推進するべ  
きものである。

図書では、自然環境の一部を改変するものの、対象事業実施区域の変更により騒音  
の影響を低減する等の配慮を行うことから、環境への影響は回避・低減されていると  
している。

しかしながら、対象事業実施区域の周辺地域は、淡路地域固有の地形・地質や植生  
等豊かな自然環境を擁し、これらを基盤とした生活が営まれている地域であることか  
ら、土地の改変や風力発電施設の建設により、自然環境や生活環境に影響を与えるこ  
とも考えられる。

このため、事業の実施に当たっては、専門家の指導及び助言を受け、図書に記載さ  
れている環境保全措置を着実に実施するほか、実行可能なより良い技術の導入に努め  
るとともに、以下の点に留意する必要がある。

### 1 騒音

風力発電所の運転に伴う騒音については、影響はないと予測されているが、近傍  
の住宅地域において、一般騒音の環境基準（昼間55dB、夜間45dB）を達成させる  
こと。また、予測に当たり平均風速を採用しており、強風時において環境基準値を

超過するおそれがあるため、供用後環境監視調査を実施し、環境影響の有無を検証すること。

## 2 動物

鳥類への影響については、風力発電施設の存在による移動経路の遮断・阻害やバードストライクへの影響は軽微としているが、淡路島は鳥類の生息地及びタカ類の渡りのルートでもあることから、供用後環境監視調査を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

## 3 植物

建設用道路及び風力発電施設の建設位置等土地の改変部分についての植物相調査を事業実施前に実施するとともに、貴重種が確認された場合には、事業実施前に専門家の指導及び助言を受け、適切な措置を講じること。また、工事完了後裸地等の植栽による修復に努めること。

## 4 景観

稜線上に大規模な風力発電施設群が出現することから、その形状及び色彩等について検討し、周辺の景観との調和を図ること。また、検討に当たっては専門家の指導及び助言を受けること。

## 5 その他

環境監視調査結果については、適宜公表すること。また、現時点では予測できない事項や環境に著しい影響が生じるおそれがある場合には、関係機関と協議し、必要な措置を講じること。また、事業の実施に当たっては、事前に地域住民に十分説明を行うとともに、要望・苦情等に適切に対処すること。